

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が、9年2月18日で満了となります。候補者は、地区及び団体の推薦や一般公募の方法により選出するため、推薦・募集の受付を行います。

●募集内容

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人（過半数が認定農業者であること）	20人
募集要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進に関する事項、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行える者。	農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者。
主な職務内容	農地法等の権限事務について、審査・決定を行う。 ①農業委員会等の会議に出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行う。 ②農地法等に基づく申請の審査を行う。 ③農地法に基づき、市内の農地利用状況調査・利用意向調査を行う。 ④農地の利用の最適化（担い手への集積等）のための調整を行う。	担当地域で、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進により、農地等の利用の効率化・高度化を促進する現場活動を行う。
任期	9年2月19日～12年2月18日	委嘱された日～12年2月18日
報酬	会長 418,000円 委員 310,000円 (予算の範囲内で加算額あり)	248,000円（予算の範囲内で加算額あり）
募集資格	次のいずれかに該当する者は、除きます。 ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人。 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人。	
募集期間	8月3日（月）～8月31日（月） 受付時間：平日の8時30分～午後5時15分。郵送の場合は8月31日必着。	
応募方法	・地区からの推薦、団体等からの推薦、個人による応募 ・添付書類 ①住民票（発行後3か月以内のもの） ②認定農業者である場合には、認定農業者であることの証明書の写し ・申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し郵送するか、農業委員会事務局（〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76-2）または行政局産業建設係へ提出してください。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。	
応募用紙	・農業委員会事務局、行政局産業建設係、出張所で受け取れます。 ・市ホームページからダウンロードできます。	
公表	募集状況を募集期間中・募集終了後に、市ホームページ等で公表します。	
問い合わせ	農業委員会事務局 ☎81-1216	

今月のごみ量 （4月分）

- 1日1人あたりのごみの量：851g ● 田村市のごみの量の目標：750g
- 目標達成まで、あと101g減！ ※先月のごみの量と比べて、41g増！



市民部 市民課 からのお知らせ

☎82-1112

国民健康保険に加入している方へ

●マイナ保険証を持っていない方

70歳未満の方および70歳以上の方へ「資格確認書」を7月下旬に郵送します。「資格確認書」とは、マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをしていない方などの被保険者資格を確認するためのものです。
※世帯が同じ方でも「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は別郵便でお送りしますのでご確認ください。

●マイナ保険証を持っている方

【70歳未満の方】

「資格情報のお知らせ」には有効期限がないため、交付しません。現在お持ちの「資格情報のお知らせ」を引き続きご使用ください。

【70歳以上75歳未満の方】

「資格情報のお知らせ」を7月下旬に郵送します。「資格情報のお知らせ」とは、マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをした方へ資格情報をお知らせするものです。「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等で受診できません。

●限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用認定証は、8月1日（土）から新しくなるため、更新の申請手続きが必要です。更新を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。また、マイナンバーカードを保険証として利用していただくと、限度額適用認定証等の申請は不要です。

【お持ちいただくもの】

- ・資格確認書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)

●マイナ保険証を利用しましょう！

マイナンバーカードを利用するメリット

- ・窓口での支払いが限度額までになります。医療費が高額になる場合でも、申請なしで、医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが不要になります。
- ・ずっと使えます。就職や転職、引っ越しをしてもマイナ保険証を利用できます。ただし、保険者が変わった場合は異動の届出が必要です。
- ・診療に役立ちます。健診や薬剤などの情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療が受けられます。
- ・救急時に役立ちます。病気やけがで会話が困難な場合でも、マイナ保険証を読み取れば、病歴や薬剤などの情報が正確に伝わります。そのため、適切な応急処置や医療機関の早期選定ができます。

●国民健康保険税の納税通知書を発送します

8年度分の納税通知書と納付書を7月中旬に郵送します。国民健康保険は世帯主が保険税の納税義務者であるため、世帯員が加入していれば世帯主宛てに通知書が届きます。

後期高齢者医療に加入している方へ

75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方が対象です。

●現在お持ちの「資格確認書（オレンジ色）」は、7月31日（金）で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

●8月1日（土）時点で、85歳以上の方および84歳以下の方で「マイナ保険証」を持っていない方には手続き不要で7月末までに「資格確認書（ピンク色）」を交付します。なお、「資格確認書（ピンク色）」の有効期限は9年7月31日までです。

●8月1日（土）時点で、84歳以下の方で「マイナ保険証」を持っている方には手続き不要で7月末までに「資格情報のお知らせ」を交付します。

●「マイナ保険証」を利用している方は、引き続き「マイナ保険証」をご利用ください。「マイナ保険証」での受診が難しくなった等の場合は、申請手続きにより「資格確認書」を交付しますので、8月以降に市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

●8月1日（土）以降、医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」または「資格確認書」をご提示ください。「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等で受診できません。

●期限の切れた「資格確認書」は、資格確認書の誤使用や詐欺被害を防ぐため、市民課、各行政局、各出張所窓口へ返却いただくかご自身で破棄してください。ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

●限度額の適用について

マイナンバーと健康保険証の一体化により、資格確認書の限度区分の欄に従来の各認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証）に記載されていた世帯区分を記載して発行しております。6年8月1日以降に各認定証の交付を受けている方、世帯区分の記載申請を行った方は、更新時に世帯区分を記載した資格確認書を送付します。新たに資格確認書に世帯区分の記載を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。なお、マイナンバーカードを保険証として利用していただく申請は不要です。

【お持ちいただくもの】

- ・資格確認書等
- ・本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)